

べて掌中にした義教が継目安堵状を掲げて、守護・国人等の家の内部に口入し、家督相続の改替を行なったと考えられるのである。

さて、本節のテーマ、義教と貞時が裁判制度を駆使し、専制化を急いだその検討はひとまず置き、次は室町幕府における管領の立場や役割について考察してゆきたい。

第四節 管領の立場と役割

義教期における管領は、御前沙汰体制とどのように関わり、いかなる役割を果たしていたのだろうか。『満済准后日記』から窺う限り、初政期には義教は管領を除外している様子はなく、満済に相談した事項についても、必ず、「可相談管領」としている。依然として室町幕府における管領制は継続しているのである。満済の日記から二、三例をあげると、

今日八幡放生会被行之、去月延引、種々神訴在之云々。雖爾自昨日、管領下向奉行同召具之。⁽²²⁾ 訟訴等悉裁許。
神幸卯刻無為云々(略)『満済准后日記』正長元年九月十五日条)

とあり、八幡放生会で幕府が石清水へ移動した際には、管領(畠山満家)が奉行人を召し具し、訴訟等の裁許を悉く行なっているのがわかる(この状況は、將軍が放生会に参仕しているためである)。

次に正長元年十月二日条に注目してみよう。

「(略)今日於管領諸大名会合、当御代初会也、仍伺時宜云々(略)」とあり、管領亭で会合の後、將軍に伺をしてるのがわかる。この例なども義教の元服以前の時期であるから、非公式ではあるが、管領亭での諸大名との会合

の後、將軍に伺っている。またこの日記の九日後の十月十一日、やはり元服以前にもかかわらず「論人出対事、管領政所壁書」⁽⁴⁵⁾の法令が発せられている。あるいは、この法令発布に関する重要会議が前述の十月二日に行なわれていたのかもしれない。

さて、ここで、奉行人松田秀藤が書き残した日記、先引史料『普広院殿御元服記』の続きを引き、さらに検討してみたい。

同廿四日、(略) 仰御元服、御歳三十六 奉行事、二月十五日被仰付以来、(撰津満親) 酒掃・(松田) 秀藤・(基貞) 基貞毎日出仕。上管領伺事。篇目依事繁不及注之。就中記録事、基貞・秀藤各以草案持参惣奉行所訖。秀藤之記分神妙也云々。事外被甘心了。仍一卷有抑留之上者、不及拘惜也。然間於彼家所持之記録者、可為秀藤所書遣之記録之。後輩為存知粗所注置也而已。

(満源) 三宝院御門跡。可書進之由、為権家蒙仰之間、雖 無斟酌一本令進覽之也(略)(正長二年三月二十四日条)

右の記述から種々の日常がわかる。実は、この秀藤の日記によると、三月九日(御元服当日)の、元服奉行の任命については、すでに二月十五日に仰付けられていたことがわかる、それ以来、酒掃(撰津満親)・秀藤(松田)・基貞(齊藤)は、毎日御所へ出仕、その準備に当たっていたという。

また、管領に伺事を前以て上っていることがわかる。その伺事の篇目については、多忙なので注しなかったが、特記すべきことに、「記録」(奉行人が個人で書綴る日記体の裁判記録)のことがある。基貞と秀藤が各々書いた草案を、管領亭内にある惣奉行所へ持参したところ、管領が秀藤が記した草案を神妙なりと甘心(感心)された。そこで一巻、管領亭に抑留ということになったが、拘惜には及ばない。というわけで、管領亭で所持している記録(日記)は、私(秀藤)が書いたものをお渡ししたものである。後輩に知っておいてもらいたいで、このことをあら

まし書き置く」と記している。また、三宝院（満濟）門跡方にも同記録を差し出すようにと満濟より仰があったので、遠慮したい気持ちがないのだが一本進覧したとある。右の秀藤の記録から次のようなことがわかる。

- a この『普広院殿御元服記』は、秀藤の日記（伺事記録）の一部であること、彼は元服奉行だったこともあって元服の次第を詳細に書き留めている。
- b 御前沙汰で披露する伺事篇目を管領に上っている。この書き方からすると、將軍披露以前に篇目について管領と話し合っていると思われる。
- c 奉行人は各人で裁判記録をつけている。又、それを管領亭内の惣奉行所に持参し、管領に見せたり自分でも保管している。
- d 出来の良い記録は管領惣奉行所の控文書（裁判記録）となる。「抑留」とあるから、当然の如くに控文書として一本とられる様子が伺える。
- e 三宝院門跡にも同記録を差し出すよう、態々仰があったことを考慮すると、裁判記録は、黒衣宰相たる満濟にも届けられていた事実が浮かぶ。これらのことから、少なくとも同じ記録が三本は作られていることがわかる（管領一本、満濟一本、本人分一本）。一方、同行の基貞が書いた記録は、甘心（感心）されなかったので、管領亭に抑留されることもなかった。したがって、秀藤より筆写冊数は少なかったと思われる。（以上の事実から記録の残り方が非常に感覚的であったことが想像される。複数の同じものが作成され、そのうち出来の良いものが残されていくというシステムになっていたのだらう。）
- f 御前沙汰に出席している同じ奉行人が管領亭にも出入りしていること等。

以上、見てきたように秀藤の日記（『普広院殿御元服記』）は、当時の情報をいくつかが提供してくれた。その最た

るものは、管領と奉行人が交流している様子が見えたこと、また、伺事篇目について、(將軍披露の前に)管領に意見などを求めていることである。また、個人の記録が、幕府側の公的な控記録となるべく、吸上げられていく様子も推察できる。しかもそれは、管領亭内惣奉行所で行なわれていると考えられる。

ここで最も注目すべき点は、御前奉行の基貞、秀藤は、義教の御前沙汰体制における將軍 奉行人の縦のラインだけでなく、管領 奉行人の横のラインにも関わりがあるということである。この部分に管領が御前沙汰にかかわる接点があるということになる。

したがって、既述の伺事の日に行なわれている、「管領落居同日」の他に、もっと親密な横の交流があったと考えられるのである(但し、將軍と管領とはあくまで間接的な関わりである)。

次に『加能越文庫解説目録』⁴⁶⁾に収録されている「永享元年日記」⁴⁷⁾から、管領の動向を探ってみたい。この日記には五月から十二月にかけて十三日分の記録が残されている。設楽薫⁴⁸⁾によれば、従来の幕府政治史研究では利用されていない記録であり、義教の御前沙汰を推理するうえで、特に貴重な資料であることから逸文として紹介したという。この史料の注目すべき点は、当時の將軍・管領・奉行人の実際の場合(訴訟事務処理)のやりとりがわかることである。

伝存分は、わずか十三日分の記述だが、ここから二つの事件の経過を読み取ることができる。

一つは、永享元年五月十四日(正長二年九月五日改元永享)の記述から始まる飯尾重清と能登国一宮気多社雜掌との相論のこと、もう一つは、同年六月十五日から伝存する林光院相国寺領加賀国横北庄年貢未済のことについてである。

この二つの事件から義教初政の頃を概観してみたい。

ところで設楽薫は、この日記の作者を飯尾貞連(註49の系図 参照)に比定し、彼が筆録した伺事記録が一部残ったものとしている。ここに伝存した断片の形態(日記体)などから、実はもっと長期に渡って記録されたものと

推測しているが、私も同じ意見である。

また、自邸（貞連宅）に保管されていたものであったかもしれないが、文体が整っているところから、幕府側に提出された裁判の控記録の可能性もある。この時代には家記（家の日記）として、自身に関係した訴訟記録のみ書き残すのが普通の時代であったから、飯尾貞連担当、評議記録（伺事記録）ということになる。

この記録は明治初頃、森田平次⁵⁰が編纂した『加能越古文叢』に「永享元年日記」として収録されているが、元々このような銘があったとは思えない。編纂の時点ではどのような状態だったのか今は知り得る術もない。

それでは次に日記中の二つの事件A・Bについて、日を追って検討してみたい（本論末尾一七四頁～一七九頁、史料A・B参照）。

A 飯尾美作守与能登国一宮気多社雑掌相論事

史料Aは、飯尾重清と気多社雑掌との相論のことについて扱い、七日分七条になっている。論所は能登国志雄保赤蔵山草木である。

この七日分の記載中には、「内々」が横行している。例えば、五月十五日「内々達上聞」、五月十六日「此事内々被御申之由承之」、七月七日「以礼部内々被伺申之処」、十月廿七日「管領内々執御申之」とあり、「内々」という文言が目につく。ここから考えられることは、この訴訟は、賦奉行を経由した（正規の訴訟ルート）提訴ではないということである。内々のルートから披露に及ぶケースである（この件については賦奉行の項で後述したい）。

この日記の背景を考えると、義教はこの年の三月九日に元服している。続いて三月十五日に將軍宣下があり、それから二カ月ほど経過したばかりの頃の記録ということになる。

A・B双方の訴訟事件には、当事者に寺社が関わっており、これらの案件は前將軍義持以来、滞っている訴訟案件を想起させるものである。迅速の沙汰を期待された訴訟問題を何とか解決すべく動き回る奉行人・管領・將軍の

実状を窺わせるものである。A・B双方の史料を追っていくと、継続的に事件の内容が把握でき、判決内容も大方向が見がつく。

この史料Aによって、管領と奉行人のやりとりが判明する。また、伺事の事前に管領の指示があり、奉行人はその指示を受けて、御前沙汰の場に出席していることもわかる(図5)。こういったシーンは、先引『普広院殿御元服記』に見える状況とまったく同じである。大きな発見とも言うべきものである。この訴訟に限ってみれば、驚くほど内々の儀が多いこと。また、義教ほどの合理的な人物でも訴訟人の背後に幕府有力者(斯波、畠山)がひかえると、「湯起請」等を持ち出すありさまが描かれている。判決は管領の指示通り、「先可被置採用於中之由」ということで、当事者双方に対し、論所の所務に干与することを禁止する命令が下されたことが記録されている。次に同じ「永享元年日記」収録の史料Bについて考えてみたい。

B 林光院領加賀国横北庄年貢未済事

この訴訟については、六日分、八ヶ条が残存し伝えられている。史料Aと同様、奉行人が将軍と管領の間を動き回っている様子が窺われるが、三者が出席するという場面はない。

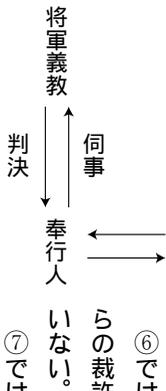
Bの史料で注目されるのは、②と③、六月廿三日条である。

②は、伺事が行われる前に管領が奉行人に指示している。

③は、将軍より差し戻しの指示があったことを示している。

⑥では、伺事式日の様子が知見される。義教は、かなり細かい指示を与えながらの裁許である。この場合は、⑤で管領が奉行人に指示した通りには裁許されて

図5 奉行人と管領の関係



⑦では、⑥の上裁の内容を管領に(奉行人が)報告しているようにも見える。

これは管領の指示通りに判決が下されなかったので、わざわざ同日（五日）、管領に報告に行ったということにもとれる。

⑧は、担当奉行人が、將軍に事務処理の報告をしているように読み取れる。

AとBの史料から管領と奉行人がきわめて密に行き来しているのがわかる。さらに、これらの史料を概観すると、「雑務沙汰」に属する訴訟事項の処理を行なっているように思われる。また、史料中の將軍・管領・奉行人の行動を見ていると、義教の將軍嗣立の頃の、山積した訴訟問題を抱えた周辺の状況が看取される。彼らは、その解決処理をしているのではないだろうか。つまり、義教初政期における「興業の沙汰」である。

その理由は、⑥に記されている応永三十四年庄主年貢未進のことまで、裁許している状況から窺えるのである。義教にとつては、前將軍時代の秕政匡正であったと推測される。これらの状況から本来的には飯尾貞連の日記に、「永享元年日記」なる銘が後世の人によって付けられたのだろう。

また、訴訟当事者に目を向けると、Aは、能登国一宮気多社が一方の当事者になっている。Bは、林光院が当事者となっている。つまり、A・B双方とも、寺社関係ということになる。この点からも前將軍義持が残していた未解決の訴訟事項とは言えないだろうか。管見の限り、『御前落居奉書』の中で取りあげられている案件に、これらA・Bは類似性があると思う。

結論として、管領は、將軍（將軍 奉行人のライン）が暴走しないように牽制する役割を果たしていたが直接御前沙汰には参加できない位置付けになっていた。

元々、管領は守護大名（重臣）の勢力を代表し、幕政に参画しているものであった。言うなれば、守護大名らの利益を代表する立場であった。足利政権は、成立当初から強力な家臣団（守護大名）に支えられ、存立するものであったから、それらの支持が得られなければ成り立たない。したがって、縦令、専制君主義教が構築した「御前沙汰」であつても、重臣会議のトップ管領の理解と支持が必要であった。しかし、最終判決は義教が下すシステムに

なっていた。

佐藤進一は「室町幕府論」⁵¹⁾の中で、將軍権力の確立を支える基盤の一つとして、義持継嗣と、安芸小早川家の継嗣問題を例にあげ、当時の政治思想について論考している。その中で、「協議決定が武家古来の通法に優越する価値があると考えられているのではないか」、「平和の秩序の維持を保障するものは、將軍にあつては有力大名、守護にあつては、その一族家人の支持である」として、その職に対する責任と保障について解いている。このような考え方は、やがて儒教的革命思想に裏づけられ、「十五世紀当時には、將軍権力を正当化する思想的武器となる」と。

笠松宏至は、この佐藤進一説から、「中央の儀」⁵²⁾について書かれ、協議決定の優先を説いている。「強力な家臣団の支え（中央）がゆらげば、台上の公方（香炉）はひとたまりもない。しかし、香炉（上意）のない卓（中央）も無意味だ」と。

室町幕府の將軍権力とは、最初から上（將軍）と下（管領以下の家臣団）とのバランスの上に存立するものであった。

第五節 訴訟手続と賦

1 賦奉行

幕府訴訟関係の史料中に、賦・賦奉行・賦別奉行等の文言を見ることができるといえる。この賦について具体的に検討したい。

まず、訴訟手続の中で、賦という語は、時期（時代）によって意味が異なること、また、賦と呼ばれた文書も存在したこと、賦を実務する賦奉行には、どういった階層の人が就いたのか等々、史料の中から、その具体的な姿を